

## 質問書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 4 月 16 日

「バングラデシュ国モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ運営実施体制に係る  
情報収集・確認調査」

(公示日:2021 年 3 月 31 日／公示番号 20a01163) について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.1 第 1 章 3 (3) 適用される契約約款	当該項目にて『調査業務用』契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)」と記載されていますが、プロポーザルの見積書においても、消費税を加算して積算した方がよろしいでしょうか。	プロポーザルの見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。
2	20 頁 (9) 調査スケジュール・現地渡航について	「渡航再開対象地域は首都ダッカ及びダッカから車両、片道 8 時間の範囲に限られているため、渡航計画の作成に当たっては、十分に留意すること。」とありますが、「片道 8 時間の範囲」とは車両のみでしょうか。飛行機移動等も含めて「片道 8 時間の範囲」であれ	車両のみです(新型コロナウイルスに感染した場合、飛行機では首都ダッカに帰還できないため、左記のような措置を取っております。)

		ば問題無いという理解で宜しいでしょうか。	
3	28 頁 (3) 現地再委託	「環境・社会配慮に係る現地法制度」および「バングラデシュ国内の地域総合開発における運営実施体制に係る法制度」については再委託を認める、とのことですが、こちらは別見積への計上でよろしいでしょうか。 若しくは、公平、公正の競争の観点から、貴機構にて想定している金額を指定いただくか、具体的な TOR をご教示いただけないでしょうか。	別見積もりでの計上をお願いします。
4	25 頁 c. プロGRESSレポート	プロGRESSレポートの記載事項は、第7条の「(2) ①、② (ア) (イ)、③、(3) ①、②、③」とのことですが、つまり、22頁・23頁の(2)全てと(3)の①～③まで、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5.	22 頁 ③インセプション・レポートの協議・説明	インセプション・レポート (IR) をバングラデシュ側に説明・協議すること (p.22) とありますが、一方で7月の初旬やイード期間の現地渡航は極力避けるよう示されています (p.20)。調査開始後2週間以内にIRを貴機構に提出 (p.25) するものの、バングラデシュ側への説明・協議の時期はイード期間後の7月下旬以降を想定されていますでしょう	インセプション・レポートは、6月下旬から7月上旬頃を目途に、オンライン会議で説明・協議を行って頂く想定です。

		か。または7月にオンライン会議を想定されていますでしょうか。	
	30 頁 i) 執務環境	団員の執務エリアは、「滞在先ホテル、調査協力機関執務室の一部（貸与の可否についてはJICA とバングラデシュ側で協議予定）、現地再委託先執務室を想定している」とございますが、協議予定となっておりますので、別見積にて計上でよろしいでしょうか。本見積の場合は、協議結果をお教えいただけますと幸いです。	別見積もりでの計上をお願いします。
6	20 頁 (9) 調査スケジュール・現地渡航について	<p>貴機構にいただいた回答と、貴機構より別途配信された「渡航関連情報」の内容に相違がございましたので、以下につき確認したく、よろしく願いいたします。</p> <p>「渡航再開対象地域はダッカから車、片道 8 時間の範囲に限られている」との企画競争説明書の記載に対し、 「ダッカから片道 8 時間は、飛行機等を含めて 8 時間以内であればよいか」と質問をさせていただきました。</p> <p>4/14（水）に以下の質問回答を貴機構より掲</p>	4/12 の渡航情報が正しいです。4/14 の質問回答が 4/12 渡航情報を反映した内容となっておりますが、今後変更の可能性がありますが、最新の渡航関連情報はHPにアップされますので、適宜参照いただけますと幸いです。

載いただいております。

> 車両のみです

> (新型コロナウイルスに感染した場合、飛行機では首都ダッカに帰還できない

> ため、左記のような措置を取っております。)

一方、4/12(月)に貴機構より配信されました「渡航関連情報」の「渡航可能地域・条件等」には、以下のような記載がございました。

> 渡航可能地域・条件等：首都及び首都から車両で片道8時間以内の地域、及び

> チッタゴンから車両で片道7時間以内の地域

・ダッカからチッタゴン、チッタゴンからモヘシュカリ・マタバリへの移動は、原則車両のみ

・ダッカからチッタゴンへの飛行機での移動は可、チッタゴンからモヘシュカリ・マタバリへの移動(車両)は片道7時間以内に限る

どちらの対応が適切でしょうか。

既に質問期限を過ぎておりますが、見積や要員計画にも関係いたしますので、公平性・正確性の観点からこの点を明確にしたいと、何卒よろしくお願いいたします。